

外務省措置要領の改定

外務省措置要領の改定のポイント

- 1 国内公共事業における指名停止モデルを参考に、措置の期間を定める基準等をより詳細に定めるなど、規定の見直し
- 2 不正腐敗行為等を「反復」した場合の措置を新たに規定し、措置の最短期間を原則2倍(重大な違反は2.5倍)に加重
- 3 外国公務員へ贈賄した場合の措置期間について、最長2年から最長3年まで延長
- 4 海外で行うODA事業特有の事情に即した追加的見直し

措置規程の強化

(不正腐敗事件再発防止検討会からの提案への対応)

企業に対する措置規程の強化を求める提案に対し、以下のとおり対応。

1 不正腐敗行為の反復に係る措置期間の延長(2倍以上)



不正腐敗行為等を一定期間内に「反復」した場合の措置を新たに規定し、措置の最短期間を原則2倍(不正競争防止法違反など重大な違反の場合は2.5倍)に加重

2 贈賄に係る措置期間の延長(最長2年を延長)



外国公務員へ贈賄(不正競争防止法違反)した場合の措置期間について、最長2年から最長3年まで延長

外務省措置要領の改定の概要（1）

外務省措置要領の改定を実施。

- 1 国内公共事業における指名停止モデルを参考に、措置の期間を定める基準等をより詳細に定めるなど、規定の見直し

【具体的には、】

- ①新たな事実が判明した際の措置の期間変更・解除、追加措置を規定（第5第5～7項）
- ②独占禁止法等の不正行為に対する措置の期間の特例を規定（第6第一～三号）
- ③官製談合防止法違反に関し、悪質な事由がある場合の措置を規定（第6第四号）
- ④改善措置の報告を必要に応じて徴する旨を規定（第7第2項）
- ⑤書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行う旨を規定（第8第1項）

外務省措置要領の改定の概要（2）

外務省措置要領の改定を実施。

2 不正腐敗行為等を「反復」した場合の措置を新たに規定

【具体的には、】

①1年以内の反復に対して措置期間の短期を2倍（特に悪質な場合は2.5倍）とする（第5第2項第一号）（国内指名停止モデルに準拠）

②独占禁止法違反等の事案については、3年以内の反復に対して措置期間の短期を2倍（特に悪質な場合は2.5倍）とする（第5第2項第二～四号）（国内指名停止モデルに準拠）

③上記①又は②の適用後、5年以内の悪質な事案の反復に対して措置期間の短期を2倍（特に悪質な場合は2.5倍）とする（第5第2項第五号）

外務省措置要領の改定の概要（3）

外務省措置要領の改定を実施。

3 外国公務員へ贈賄した場合の措置期間を最長3年まで延長

【具体的には、】

不正競争防止法違反行為に対する措置の期間を最長3年に延長（別表第2 第2号）

4 海外で行うODA事業特有の事情に即した追加的見直し

【具体的には、】

①直接契約当事者とならない現地下請企業への措置を新たに規定（第2第1項）

②ODA事業に関し被援助国が実施する入札への妨害行為で、国内法令違反となる場合を措置適用対象として明確化（別表第2 第4号）

③国際的に行われる談合等で独占禁止法違反となる場合を措置適用対象として明確化（別表第2 第3号及び第5号）